

契 約 結 果 表

| | | | |
|---|------|--------------------------------------|---------------|
| 1 | 工事番号 | 令和5年度 復災道 第1号 | |
| 2 | 工事名 | 市道石丸線災害復旧舗装工事(R2災第3841号)外2件合併 | |
| 3 | 工事場所 | 八代市坂本町田上 | |
| 4 | 工 種 | 舗装工事 | |
| 5 | 工事概要 | 施工延長L=344.5m、表層工 A=1103㎡、路盤工 A=1087㎡ | |
| 6 | 契約金額 | ¥7,315,000 | |
| 7 | 契約日 | 令和5年4月26日 | |
| 8 | 工事期間 | 令和5年4月27日 | ～ 令和5年5月31日 |
| 9 | 請負業者 | 住 所 | 八代市鏡町両出1324-1 |
| | | 商号又は名称 | (株)江川組 |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 江川信二 |

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものである。

本件は、令和2年7月豪雨により被災した市道石丸線の災害復旧を行うものである。当初護岸の復旧工事と舗装の復旧工事を一体で工事発注したものの、隣接して県砂防施設災害復旧工事が施工されており、舗装工事に着手すると車両が通行できなくなり、県工事が施工不能となるため、県工事完了後でない舗装工事に着手ができなことから舗装工事を打ち切りしゅん工とした。

現在県工事が完了し、舗装工事に着手可能な状態となったため、工事を施工するにあたり、打ち切った工事の再起工であることから、前工事の受注者である(株)江川組に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年6月26日